**3 大規模小売店舗立地法に基づく縦覧を行います**

店舗新設の届出提出に伴い、縦覧を行います。

■ドラッグストアモリ大崎市古川店（仮称）

期間　令和4年2月28日㈪まで　8時30分～17時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

場所　産業商工課（東庁舎2階）

届出内容

❶店舗の名称および所在地

❷店舗を設置する人の氏名（名称）・住所、法人の場合は代表者の氏名

❸店舗において小売業を行う人の氏名（名称）・住所、法人の場合は代表者の氏名

❹新設する日

❺店舗面積の合計

❻施設の配置に関する事項

❼施設の運営に関する事項

問い合わせ 産業商工課商工振興担当　電話番号23-70913

**3「決算のしかた」説明動画を掲載しました**

　税務署では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、決算説明会の開催に代えて、決算の方法・注意点などを説明する動画「決算のしかた」を配信します。

　 国税庁動画チャンネルに掲載しますので、参考にしてください。

　詳しくは、税務署に問い合わせください。

問い合わせ 古川税務署個人課税第一部門　電話番号22-1711

**3 預けて安心！自筆証書遺言書保管制度**

　自身が書いた遺言書を法務局に預けることができます。

　法務局で預かることで、遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりといった問題がなくなります。

　また、相続人などは、遺言者が亡くなった後、全国の遺言書保管所（法務局）で、遺言書の保管の有無の確認や遺言書の写しの交付請求ができます。

　制度の概要、遺言書の保管申請手続きなど、詳しくは、法務省ウェブサイト

（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\_00051.html）で確認するか、問い合わせください。

問い合わせ 仙台法務局古川支局 電話番号22-0510

**3 除雪作業に協力ください**

　市では、安全で円滑な交通を確保するため、早朝から除雪や融雪剤散布の作業を行います。通勤・通学の時間帯までには終わるよう努めますので、協力ください。

　自宅前の歩道・出入口は、各戸で除雪してください。また、樹木や竹などが雪の重みで道路・歩道に垂れ下がると、通行の支障となる場合がありますので、適正な管理をしてください。

　異常な降雪となった場合は、通勤・通学の時間帯を除き、作業を終日行うこ

とがあります。

問い合わせ 建設課道路維持担当 電話番号23-8015

**3 食品ロスを減らしましょう**

　日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が年間612万トン発生しています。

　新型コロナウイルス感染症感染防止に配慮しながら、会食時にはおいしく食べきり、食べ残しを減らす3010運動に取り組み、食べられるのに廃棄される食品を減らしましょう。

■会食時に食品ロスを減らすコツ

❶最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ

❷食べきれる量のメニューを注文する

問い合わせ 世界農業遺産推進課企画調整担当電話番号23-2281

**3 国民年金の追納**

　国民年金保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べて、受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

免除などの期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付できる「追納制度」があります。将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、追納を勧めています。また、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

　追納保険料は、免除などの承認を受けた年度の翌年度から数えて3年度目以降になると、当時の保険料の経過期間に応じた加算額が追納保険料に上乗せとなります。

　追納期間や追納保険料の金額、納付方法など、詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話番号23-1200

　　　　　 市民課年金担当 電話番号23-6079

または各総合支所市民福祉課

**3 冬期間の水道管・水道メーターなどの管理に協力ください**

　冬になると、水道管の凍結や破損が起こりやすくなります。早めに水道管の保温や水抜き装置の点検などを実施し、被害が起こらないように対策を行いましょう。

　水道管の修理や工事が必要な場合は、市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。指定業者は、市ウェブサイトで確認することができます。

　積雪のため、水道メーターの検針ができないところが増えてきます。正確な使用水量の確認、漏水の早期発見のため、検針ができるようメーターボックス周辺の除雪に協力してください。

　なお、検針期間は特別な事情がない限り、毎月6日から13日までです。

注意事項　❶気温がマイナス4度以下になると、水道管や蛇口の凍結・破損が起きやすくなるため、水抜き栓を利用し、完全に水道管から水を抜く

❷水道管がむき出しになっているところ、日陰や風当たりの強い場所などは、保温

材を使用し、防寒対策をする

❸水道管や蛇口が凍結した場合、修理費用は自己負担となります

問い合わせ 大崎水道サービス株式会社お客様センター 電話番号0120-366-171

**3 県外に在住する学生のUIJターン就職をサポートします**

　みやぎIJU（ 移住）ターン就職オフィスは、県外の大学、短大、専門学校などに通う学生のUIJターン就職の就職相談・求人紹介・書類添削・面接対策などのサポートを行っています。

　また、県内での就職活動を行う際の移動に係る交通費（上限：1万5千円）や宿泊費（上限：5千円）の補助を行っています。　詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ みやぎIJU（移住）ターン就職支援オフィス業務仙台オフィス　電話番号022-216-5001

**3 国民健康保険の人が交通事故の被害にあったとき**

　交通事故などで他人（第三者）から傷害を受けて診療を受ける場合、医療費は損害賠償の扱いとなり、加害者が負担しなければなりません。しかし、被害者が国民健康保険（国保）加入者であれば、国保が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に費用を請求する

ことで、国保で治療を受けることができます。

　仕事中や通勤途中の事故の場合で、労働者災害補償保険などの給付を受給できるときには、国保を使うことができません。この場合は、職場や労働基準監督署に問い合わせください。

　故意の犯罪行為や事故、けんか、酒に酔った状態での事故などには、国保を使うことはできません。

届出　「第三者の行為による被害届」などを提出

問い合わせ 保険給付課国民健康保険担当　電話番号23-6051

**3 国民健康保険税の特別徴収額を均等に調整できます**

仮徴収と本徴収で税額に大きな偏りがある場合、特別徴収額を年間を通してできるだけ均等に調整することができます。

　所得の変動が大きい場合などは、均等にならない場合があります。

　均等に調整するには申請が必要です。希望がある場合は、期間内に申請してください。詳しくは、問い合わせください。

■具体例（年間18万円の場合）

**令和3年度の特別徴収税額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 仮徴収 | 4月・6月・8月 | 2万円 |
| 本徴収 | 10月・12月・2月 | 4万円 |

**調整前の令和4年度の特別徴収税額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 仮徴収 | 4月・6月・8月 | 4万円 |
| 本徴収 | 10月・12月・2月 | 2万円 |

**調整後の令和4年度の特別徴収税額**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 仮徴収 | 4月 | 4万円 | 6月・8月 | ２万５千円 |
| 本徴収 | 10月・12月・2月 | ３万円 |

期間　令和4年1月から3月末まで

持ち物　令和3年中の所得が確認できるもの、保険証

その他　申請書は、税務課国民健康保

険税担当で配布

問い合わせ 税務課国民健康保険税担当

電話番号23-51473

**3 松山ふるさと歴史館の臨時休館**

　歴史展示室の更新作業を行うため、臨時休館します。

臨時休館日　令和4年1月4日～3月31日

問い合わせ 松山ふるさと歴史館 電話番号55-2215